

平成28年4月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成28年4月28日(木)午後1時28分～16時20分まで
出席委員	(11人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：関谷幸市 5番：押川和夫 6番：山田秋吉 7番：田中俊二 10番：後藤ミホ 11番：西 和浩 12番：久保一美 13番：坂本康充 14番：澁谷浩一
欠席委員	(1人) 8番：堀田計一
出席職員	事務局長：押川道彦 専門監：三隅秀俊 主事：濱砂裕紀
会議録署名委員	13番：坂本 康充 14番：澁谷 浩一
議事日程	平成27年4月28日(木)1日間
報告	(1) 4月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について (5条 1件 非農地証明2件) (3) 農家相談日結果報告について(相談者なし) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 農地法第3条の3 第1項の規定による届出書について(4件) ② 合意解約書の提出について(1件) ③ 転用許可を要しない農地転用届出書(2a未満の農業用施設)(1件) ④ 農地相談員の活動について(3件) ⑤ その他
会議事件	議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第16号 非農地証明願いの承認について 議案第17号 農地法第5条1項の規定による許可申請の承認について 議案第18号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第19号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第20号 農地移動適性化幹旋事業の実施について 議案第21号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について 議案第22号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
議長(会長) 鎌田 勝敏	ただ今から平成28年4月期の総会を開会いたします。 本日の出席委員は12名中、欠席1名、11名が出席ですので、総会は成立しています。 まず、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただきます。 何かご異議はありませんか。 (異議なし) それでは、13番：坂本康充委員と14番：澁谷浩一委員にお願いします。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の専門監と濱砂主事を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。まず、議案第15号は、農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の12ページをお願いします。</p> <p>議案第15号農地法第3条の規定による許可申請の承認についてです。</p> <p>【議案第15号受付番号14番について朗読後、説明】</p> <p>受付番号14番は、譲渡人U. Mさん、譲受人E. Mさんです。申請地は、土地表示大字川原字溜水〇〇番 地籍4,070㎡ 他1筆 合計 畑 2筆 面積9,097㎡ 移動区分は売買 売買価格は、全部で2,800,000円です。経営状況は、家族3人、労働力3人、経営面積46,105㎡です。移動の理由は規模拡大です。担当委員は、2番工藤委員です。場所につきましては、13ページに添付してあります。 以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号14番の説明が終わりました。担当の2番工藤委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>（2番） 工藤 久美子</p>	<p>説明致します。申請地である畑の一部が竹林になっていてE・Mさんがこの土地を購入したいとのことで話を進めていたのですが、U・Mさんは町外の方で農業をされていらっしゃいません。それで地元の方に活用してもらいたいとの事で農地法第3条の許可申請書を出すこととなりました。売買価格については両者の協議のもとに決められています。よろしくお願いします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第15号 受付番号14番 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。この案件につきまして質疑がある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質疑・意見無し）</p> <p>質疑が無いようですので、採決に移ります。議案第15号 受付番号14番 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。この申請につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第15号 受付番号14番については承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>続きまして、議案第16号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料の14ページをお願い致します。議案第16号 非農地証明願いの承認についてであります。</p> <p>受付番号4番 地区 溜水 申請人 E・F 土地表示 大字川原 字溜水 地番 〇〇番 地目 登記 畑 現況 山林 面積 5,638㎡ 申請の事</p>

	<p>由につきましては、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。</p> <p>(ア) その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。</p> <p>(イ) (ア) 以外の場合にあつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合</p> <p>以上の理由で今回提出されておられます。担当委員は 2 番工藤委員です。場所につきましては 15 ページに添付してあります。</p> <p>続きまして、受付番号 5 番 地区 四日市 申請人 T・W 土地表示 大字椎木字四日市 地番〇〇番 地目登記 畑 現況雑種地 面積 267 m² 事由につきましては、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次の全ての要件を満たしている。</p> <p>(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと。</p> <p>(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地でないこと。</p> <p>(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>以上の理由で、今回提出されておられます。担当委員は 5 番押川委員です。場所につきましては、16 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 4 番につきましては、先ほどご承認いただきました議案第 15 号の農地に隣接する土地でございます。写真で補足説明をさせていただきます。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>写真説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 （専門監）</p>	<p>プロジェクターにて写真説明</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号 4 番につきまして補足がございましたら、2 番工藤委員お願いします。</p>
<p>（2 番） 工藤 久美子</p>	<p>申請人の E・F さんはご主人が亡くなられた後、約 40 年前に高鍋町に移り、その後、木城町の E・M さんが約 30 年前まで耕作されていたそうです。しかしその後は耕作放棄されており、写真のとおり竹林に雑木が混じっている状態です。そのため、非農地証明の申請をされています。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	続きまして、受付番号 5 番につきまして、補足あれば 5 番 押川委員にお願い致します。
(5 番) 押川 和夫	申請人の夫の兄である T・K さんが 20 年以上前から弟の家をこの土地に造らせるとのことで考えておられました。現状を見てもこの土地は雑種地の状態です。そのため、今回非農地証明を申請されました。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは質疑に入ります。議案第 16 号 非農地証明願いの承認について受付番号 4・5 番一括で質問を受け付け致します。質疑のある方は受付番号を言ってから質疑をして下さい。
(11 番) 西 和浩	受付番号 4 番につきまして質問致します。先程の議案 15 号 3 条で許可のありました隣の土地の一部が竹藪化していてそこは農地にされるという事でしたが、本件の所は竹藪化している土地という事ですが、程度がだいぶ違うのでしょうか。両方の土地の程度を教えてください。
(2 番) 工藤 久美子	先ほどの議案 15 号の譲渡人 U・M さんの農地の一部分に竹藪があります。半分近くは段差があり竹藪ですが、E・M さんが解消されて農地として使われるとのことです。議案第 16 号の非農地証明の申請の挙がっている本農地については、これまで何度も一筆調査で訪れていますが、良い状態の場所ではありません。通る道も山のように、道路にも日が当たらないような所です。議案 15 号の案件のように解消できる状態にはありません。
議長（会長） 鎌田 勝敏	他に質疑はございませんか。 (質疑なし) 無いようでしたら、採決に移りたいと思います。 議案第 16 号非農地証明願いの承認についてであります。受付番号 4・5 番につきまして議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成という事ですので、議案第 16 号非農地証明願いの承認について受付番号 4・5 番につきましては承認可決とします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 17 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。
事務局 (事務局長)	それでは、17 ページをお願いします。議案第 17 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。 受付番号 5 番 譲渡人 G・T さん、譲受人 株式会社 K. K 土地表示 大字椎木 字岩渕 地番〇〇番 地目 畑 地籍 825 m ² 移動区分 売買 転用目的 有料老人ホーム 施設概要 有料老人ホーム 1 棟 405.49 m ² 庭及び駐車場 1,281.28 m ² 担当委員は 10 番 後藤委員です。資料につきましては 18 ページから 31 ページに添付してあります。申請地につきましては 19 ページに添付してあります。申請地の手前が宅地となっており、その奥の、譲渡人である G・T さんの土地が申請にあがっております。排水・汚水関係につきましては 28 ページに添付してあります。宅地側の町道側にある排水路を活用して雨

事務局 (事務局長)	水は排水をするとのこと。汚水・雑廃水につきましては公共下水道につなぎこむ予定です。農地と宅地の部分と併せて有料老人ホームを建設する計画となっております。以上です。写真等を使い説明を致します。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	写真説明をお願い致します。
事務局 (専門監)	プロジェクターを使用し写真説明
議長 (会長) 鎌田 勝敏	それでは、担当委員 10 番後藤委員に説明があればお願いします。
(10 番) 後藤 ミホ	譲受人である株式会社K. Kは、会社設立がついこの間でした。図面が 28 ページにありますが、この図面でいくと、水路の方に施設を建てるとありますが、建物の位置が図面よりずれるとの事でした。本日朝もう一度確認したところ、GKさんと隣のKさんが隣接するのですが、塀などを建てることで了解をしているとのこと。他の近隣住民の方も了解済みとの事です。よろしくお願ひ致します。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	説明が終わりましたので、質疑応答に移ります。質疑がある方は挙手にてお願ひ致します。
(5 番) 押川 和夫	雨水の問題ですが、雨水はどちら側に流すのでしょうか。
(10 番) 後藤 ミホ	G・Aさん（譲渡人ではない）との間に水路がありますが、Gさんの家から下は排水路になっておりますので、そちらに流すことになると思います。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	他にございませんか。
(13 番) 澁谷 浩一	譲渡人と譲受人の住所が同じですが。
(10 番) 後藤 ミホ	譲渡人の奥さんのお母さんが譲受人の会社経営をされている方です。Gさんのお兄さんの家が空き家ですのでそちらに移ってこられているそうです。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	他にございませんか。

<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>20ページの権利部(甲区)(所有権に関する事項)について、4番の条件付所有権の移転の権利者その他の事項に譲受人の名前になっていますが、この土地はもう譲受人の土地なのでしょうか。</p>
<p>(事務局) 専門 監</p>	<p>この件につきまして、農業委員会の許可無しで仮登記はできるのですが、農業委員会が認めている訳ではありません。あくまでも現在の土地所有者は譲渡人のG・Tさんです。農業委員会総会での承認後、県へ意見書を添えて進達した後、県の許可が出てから本件の譲受人へ名義変更されることとなります。</p>
<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>平成27年12月23日に売買していると記載されていますが。</p>
<p>(事務局) 専門 監</p>	<p>条件付きになっています。条件として3条の許可となっておりますが、3条の許可は出ていませんので、所有権はここでも譲渡人のG・Tさんとなります。ですから5条の申請人もG・Tさんになっておりますし、今回の申請も譲渡人Gさんと譲受人株式会社K. Kとなっております。</p>
<p>(6番) 山田 秋吉</p>	<p>仮登記したら所有者が前の人だとその人の了解がないといけないのでは。所有者がG・Tさんだとしても、仮登記者が権利は抑えているので、その人の同意がないといけないのではないですか。</p>
<p>(事務局) 専門 監</p>	<p>条件付所有権移転仮登記権利者からの同意書が出ております。25ページに添付しています。同意書が出ておりますので問題はありません。現在の仮登記者は譲受人であります株式会社K. Kの代表取締役のY・Tさんです。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はありませんか。 (質疑無し) 質疑がないようですので、採決に移ります。議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号5番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成という事ですので、この議案は原案通り許可相当として県知事に意見書を添えて進達します。なお、申請地は第2種農地であり30a未満の農地ですので農業委員会ネットワーク機構の意見は求めないこととします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に参ります。議案第18号 農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 局長</p>	<p>資料の32ページをお願いします。議案第18号農用地利用集積計画(利用権設定)について 整理番号1番 受付番号12番 移動区分 賃貸借 譲受人 H・S 譲渡人 地区 Y・T 代表相続人 Y・Y 土地表示 大字高城 字松本 地番〇〇番 地目 田 地籍970㎡ 他1筆 合計 田2筆 1,506㎡ 利用目的 稲作 始期2016/05/10～終期2021/05/09 の5年間となっております。10a当り借賃 粳30kg 経営面積4.1ha 家族数5 稼働労働力2 担当委員 1</p>

番鎌田会長です。場所につきましては36ページに添付しております。新規です。

整理番号2番 受付番号13番 移動区分 賃貸借 譲受人 A・H 譲渡人 T・M 土地表示 大字椎木 字下ノ谷 地番〇〇番 地目 畑 地積 8,487㎡ 利用目的 露地 始期2016/05/10～終期2021/05/09の5年間となっております。10a当り借賃は全部で150,000円です。経営面積7.4ha 家族数8 稼働労働力4 担当委員は10番後藤委員です。場所は37ページに添付しております。更新です。

整理番号3番 受付番号14番 移動区分 賃貸借 譲受人 I・M 譲渡人 H・M 土地表示 大字椎木 字星出 地番〇〇番 地目 田 地積 1,766㎡ 他6筆 合計 田7筆 5,698㎡ 利用目的 稲作 始期2016/05/10～終期2021/05/09の5年間となっております。10a当りの借賃 粃35kg、星出につきましては全部で40,000円です。経営面積2.9ha 家族数4 稼働労働力4 担当委員は5番の押川委員です。場所は38ページに添付しております。新規です。

(事務局)
局長

整理番号4番 受付番号15番 移動区分賃貸借 譲受人 I・M 譲渡人 H・K 土地表示 大字椎木 字八反畑 地番〇〇番 地目 田 地積 491㎡ 他1筆 合計 田2筆 957㎡ 利用目的 稲作 始期2016/05/10～終期2021/05/09の5年間となっております。10a当り借賃 粃35kg 経営面積2.9ha 家族数4 稼働労働力4 場所は39ページに添付しております。担当委員5番押川委員となっております。新規です。

整理番号5番 受付番号16番 移動区分賃貸借 譲受人 S・T 譲渡人 K・N 土地表示 大字高城 字田神 地番 〇〇番 地目 畑 地積1,395㎡ 他 田11筆 畑6筆 よって田11筆 11,676㎡ 畑7筆 3,437㎡ 合計18筆 15,113㎡ 利用目的 飼料作物 始期2016/05/10～2021/05/09の5年間となっております。10a当り借賃 10,000円 経営面積21ha 家族数9 稼働労働力4 担当委員は14番 澁谷委員です。この案件につきましては、農業者年金に伴います利用権設定の更新となっております。場所につきましては40ページに添付しております。以上です。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当委員の説明に入ります。受付番号 12 番につきまして私の方からご説明致します。譲受人H・Sさんがお亡くなりになりました譲渡人Y・Tさんの田を耕作されるとのことで、申請があがっております。36ページの地図をご覧ください。申請地は譲渡人Y・Tさんの自宅の東側に1筆と、南側の元養豚場の所の申請地の計2筆です。Y・Tさんの自宅近くの申請地は2反分あるうち1反分です。残りの1反はY・Tさんの名義にはなっておらず、町外の方の名義になっており小作契約ができない状況です。名義人である町外の方の所在が不明であります、実際は売買されており、Y・Tさんの農地となっているようなのですが、名義が変えられないとのこと。所有権設定ができない状態です。譲受人H・Sさんは譲渡人Y・Tさんの身内の方です。よろしくお願い致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして受付番号 13 番につきまして 10 番後藤委員説明をお願い致します。</p>
<p>(10番) 後藤 ミホ</p>	<p>更新なのですが、譲受人A・Hさんが譲渡人T・Mさんの畑を作られるものです。T・Mさんは亡くなられたT・Tさんの息子さんです。よろしくお願い致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>次に受付番号 14 番・15 番につきまして、5 番押川委員説明をお願い致します。</p>
<p>(5番) 押川 和夫</p>	<p>特にご説明はございません。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして受付番号 16 番につきましては、更新ですので、説明は割愛させていただきます。 それでは質疑に移ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>受付番号 12 番についてです。地図の方ですが、右横のY・Tさんの名前の下にN・Hさんの名前がカッコ書きで記載がありますが、旧所得者でしょうか。</p>
<p>(事務局) 専門 監</p>	<p>データが古く、旧耕作者の氏名が出ています。気にされないでください。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はございませんか。 （質問・意見なし） 質疑がないようですので、採決に移りたいと思います。 議案18号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。 この申請につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成という事ですので、議案18号は承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第19号 農用地利用集積計画（所有権移転）につきまして 事務局長の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料41ページをお願い致します。整理番号1 受付番号11 移動区分 売買譲受人 S・K 譲渡人 S・I 土地表示 大字椎木 字杉ノ本 地番〇〇番 地目 田 地積474㎡ 他5筆 合計田6筆5,028㎡ 利用目的 稲作 売買価格 全部で2,500,000円 支払方法 口座払 移転時期 支払時期 引渡時期 すべて2016/5/30となっております。担当委員は5番押川委員です。この土地につきましては平成22年10月に斡旋の申請が出ています。場所につきましては、42ページに添付しております。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号11番につきまして5番押川委員より説明をお願い致します。</p>
<p>（5番） 押川 和夫</p>	<p>平成22年に斡旋しようということで、場所は一番良い所なのですが、砂利を採った所ということで、買い手がつかない状態が長く続きました。今回売買される事になりました。よろしくお願い致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは質疑に入ります。議案第19号につきまして質疑がある方は挙手をお願いします。 （質疑なし） 質疑がないようですので、採決に移ります。議案第19号農用地利用集積計画（所有権移転）について原案どおり申請に賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成という事ですので、この議案につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして議案第20号 農地移動適正化斡旋事業の実施についてであります。事務局長より説明をお願いします。</p>
<p>（事務局） 局長</p>	<p>43ページをお願いします。受付番号1番 申請人 M・K 土地表示 大字高城 字菌田 地番〇〇番 地目 田 地積972㎡ 他1筆 合計田2筆1,897㎡ 実施形態 売買 希望価格 10a当り450,000円 です。場所につきましては、44ページに添付しております。以上です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>ただいま説明がございました案件につきまして、指名委員は私（1 番鎌田会長）と、8 番堀田委員を指名したいと存じますがご異議ありませんか。 （全員異議無し） それでは、議案第 20 号 農地移動適正化幹旋事業受付番号 1 番につきましては私 1 番鎌田と 8 番堀田委員に決定します。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは次にまいります。議案第 21 号平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。説明をお願い致します。</p>
<p>（事務局） 局長</p>	<p>議案第 21 号について平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明します。この資料にありますとおり 3 つの項目について法令事務に関する点検・法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価、促進事務に関する評価についてここに記載してあります。詳細については専門監が説明します。</p>
<p>（事務局） 専門監</p>	<p>毎年、3 月の定例会で点検評価と後の議案 22 号で出てきます目標につきましてお諮りしているところですが、今回は、平成 28 年度の目標につきまして、様式が変更になったこと、2015 農林業センサスの数値の公表を待って作成したことにより議案の提出が今回 4 月の定例総会となりました。農地法が平成 21 年に改正され農業委員会の活動計画並びに目標を立てるようになっており、これを公表しなければならないことになっています。 また、国への報告が義務づけられております。議案 21 号は平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）であります。 （平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の説明）</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>（11 番） 西 和浩</p>	<p>議案 21 号で遊休農地解消農地の数には非農地証明も入っているのですか。</p>
<p>事務局 専門監</p>	<p>非農地証明分は入っていません。遊休農地から再生された農地の面積となります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他にありませんか。無いようですので取り纏めたいと思います。議案 21 号は平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について原案どおり承認賛成される方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員挙手ですので議案 21 号は可決と決定しました。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>続きまして、議案第 22 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 事務局から説明をお願いします。</p>

<p>(事務局) 局長</p>	<p>議案第 22 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) についてであります。平成 28 年度から様式が変更となっております。この資料にありますとおり 5 つの項目について農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積・集約化、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置、違反転用への適正な対応についてここに設定されております。詳細については専門監が説明します。</p>
<p>(事務局) 専門監</p>	<p>平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) について説明します。 (平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) 内容説明)</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりました。ご意見・質疑のある方は、挙手の上、議案番号を言うてから発言して下さい。ご意見はありませんか。無いようですので取り纏めたいと思います。お諮りをします。議案第 22 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) について原案どおり承認される方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので議案第 22 号は可決と決定しました。</p>
<p>協議会</p>	<p>1 5月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成 28 年 4 月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>